

摂津市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

摂津市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、市内郵便局のネットワークを通じて、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下、「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- （1）都市整備分野に関すること。
- （2）環境分野に関すること。
- （3）人権分野に関すること。
- （4）福祉分野に関すること。
- （5）教育分野に関すること。
- （6）危機管理分野に関すること。
- （7）その他、甲及び乙が必要と認めること。

- 2 甲は、乙との連携を希望する事項について、各部局の意向を取りまとめの上、乙に提案するものとする。
- 3 乙は、他の自治体で実施されている連携事項に関する情報を収集する等し、乙が実施可能な事項等を甲に提案するものとする。
- 4 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。
- 5 乙においては、別表の郵便局が連携事項を実施する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ各自その1通を保有する。

令和4年6月30日

甲 大阪府摂津市三島一丁目1番1号
摂津市
代表者 摂津市長

乙 日本郵便株式会社
大阪府摂津市千里丘五丁目3番10号
摂津市内郵便局代表
摂津市場郵便局長

別 表

郵便局名	所在地
摂津市場	大阪府摂津市千里丘5-3-10
摂津香露園	大阪府摂津市香露園1-33
摂津正雀	大阪府摂津市正雀本町1-40-11
摂津千里丘東	大阪府摂津市千里丘東4-24-11
摂津千里丘	大阪府摂津市千里丘1-11-6
摂津鳥飼	大阪府摂津市鳥飼中1-37-1
摂津八防	大阪府摂津市鳥飼野々1-30-7
摂津別府	大阪府摂津市東別府3-8-14
摂津	大阪府摂津市東正雀19-1